

平成19年度事業計画書

．基本方針

本県の農業を巡る情勢は大きく変わっている。WTO農業交渉、日本とオーストラリアのFTAの交渉など農業のグローバル化、国際化による輸入農産物の増加や、異常気象による野菜価格の暴落に見られるような経営の不安定など、担い手の経営環境はますます厳しいものがある。

一方、戦後農政の大転換といわれる、品目横断的経営安定対策を盛り込んだ、いわゆる「担い手経営安定新法」が昨年6月に成立し、価格政策から所得政策への転換が図られ、担い手に対し支援を集中し、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を目指す方向が明確に示された。

このため、これまでのような全ての農業者を一律に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、一定の経営規模要件を満たす認定農業者及び集落営農組織といった意欲と能力ある担い手に対象を限定した品目横断的経営安定対策への加入を誘導しているところである。

また、県においては、「ぎふ農業・農村振興ビジョン」が策定され、本県の農業の発展の基本となる力強い産地の育成に向けて、消費者ニーズに的確に対応した安全・安心な農産物の提供の推進とそれを担う農業者の育成、さらには県民の理解を得た農業・農村づくりをベースにとりまとめられた。

本協議会では、認定農業者及び集落営農組織といった意欲と能力ある担い手を集中的に支援するため、これら担い手が抱える個別的・具体的な経営上の課題に対応しつつ、担い手の育成・確保に関して地域が抱える課題にも対応するため、あらゆる支援措置を行い、より一層の担い手の育成・確保を図る。

同時に、地域段階で担い手の育成確保支援を行う体制づくりが不可欠であることから、地域水田農業推進協議会との連携のもとに「地域担い手育成総合支援協議会」が未設置の市町村に対して、設立できるよう支援する。

本協議会では、平成19年度においてこれらの課題に対して構成団体が一体となり、次の活動に取り組むこととする。

．重点的取り組み事項

- 1．意欲と能力のある担い手の育成・確保支援活動
- 2．品目横断的経営安定対策の加入促進と進行管理
- 3．地域担い手育成総合支援協議会の設立支援活動

・事業計画

1．意欲と能力のある担い手の育成・確保支援活動

(1) ワンストップ窓口の設置・運営

担い手のあらゆる相談を受ける窓口を明確化するために、看板の設置、広報等によるPRの実施

相談スペース等の設置

関係機関との連絡体制の整備

ホームページによる情報提供・収集

(2) 担い手アクションサポートチームの設置

担い手への各種支援活動を効果的に実施

経営改善計画、法人化計画の達成状況の把握及び指導

(3) 担い手アクションサポート事業の実施

経営相談・指導活動

・スペシャリスト等の派遣によるコンサルティングの実施

・定例・出前相談会の開催

担い手の組織化・活動支援

・認定農業者等のネットワーク組織への支援

地域営農システム確立活動

・集落リーダー研修会の開催

・集落営農の会計・税務研修会の実施

集落営農組織等の法人化活動

・法人化研修会の開催

・法人設立検討会の開催

・人事・労務及び税務・会計等経営管理研修会の開催

集中的技術・営農支援

・普及センターによる現地実証活動の実施

コーディネータ設置

・担い手の育成・確保活動の総合的な取組の企画立案

・県協議会と地域協議会の連絡調整

担い手育成確保・普及支援活動

・担い手通信の発行(年4回)

・担い手支援策パンフレットの作成

経営改善計画等作成指導活動

・認定農業者への誘導

・農業経営改善計画の作成支援

・農業経営改善計画等の達成支援活動

農地の利用調整活動

・地域担い手育成総合支援協議会の活動推進支援

(4) 担い手経営革新促進事業の実施

品目横断的経営安定対策加入者である担い手の更なる経営発展支援

経営革新モデル実践に対する支援

麦、大豆の新規作付けに対する支援

2 . 品目横断的経営安定対策の加入促進と進行管理

- (1) 地域担い手支援チームの見直し
- (2) 米、大豆作付け農家の加入促進
 - 集落営農組織の組織化及び育成
 - J A への集荷向上対策
 - 直販実施の担い手への加入対策
- (3) 麦、大豆の生産条件不利補正交付金（緑ゲタ）の円滑な登録
- (4) 米、大豆の品目横断的経営安定対策への円滑な加入
 - 出前説明会、出前受付の実施

3 . 地域担い手育成総合支援協議会の設立支援活動

- (1) 全市町村での地域協議会設立への取組支援
- (2) 県協議会構成機関の持つ担い手に関する情報の収集と共有

4 . 諸会議等

- (1) 諸会議の開催
 - 総会の開催（ 2 回 ）
 - 幹事会の開催（ 随時 ）
 - 推進会議の開催（ 随時 ）
 - 地域協議会担当者会議の開催（ 4 回 ）
- (2) 担い手関連対策との連携

第 3 号議案

平成 19 年度収支予算の設定に関する件について

規約第 16 条に基づき、平成 19 年度収支予算を別紙 3 のとおり定めます。

以上提出します。

平成 19 年 3 月 14 日

岐阜県担い手育成総合支援協議会会長